

# 社労士法人 大竹事務所通信

2024年11月(Vol.212)

ご連絡先（大阪事務所）  
〒541-0046 大阪市中央区平野町 2-5-14  
FUKU BLD.三休楼 301  
電話：06-6147-4765 FAX：06-6147-4795  
URL: <http://osaka-otake.com/>



## 保育所入所申込み 就労証明書記載の留意点

### ◆「落選ねらい」問題に対応

9月30日に就労証明書の新様式が定められ、10月1日より申込み受付が順次開始されています。

保育所の4月入所申込みについては、育児休業を延長する目的で競争率の高いところに申し込んだりする「落選ねらい」が問題視され、対応が求められています。

### ◆様式の変更点

新様式では、次の5つの記載欄が追加されました。

- ① 入所内定時育休短縮可否
- ② 育休延長可否
- ③ 単身赴任期間（予定を含む）
- ④ 備考欄
- ⑤ 保護者記載欄（児童名、生年月日、施設名、利用・申込み状況に関するチェック欄）

また、自治体によっては夜勤に関する状況を別紙で提出することができ、就労証明書と同様に企業に記載を求めているところもあります。

### ◆育児休業給付金の支給期間延長の要件と手続きも見直し

上記の「落選ねらい」対策として、令和7年4月1日からは育児休業給付金の支給期間の延長手続きも見直しされ、従業員が記載する申告書と保育所等の利用申込書の写しも、ハローワークに提出することとなります。

また、支給要件として、市区町村に申し込んだ内容が、速やかな職場復帰のために保育所等における保育の利用を希望しているものであると公共職業安定所長

が認めるものであることも、必要となります。

令和7年4月1日以後に育児休業に係る子が1歳に達する場合または1歳6カ月には達する場合に適用されますので、該当する育児休業取得者に案内しておくといでしょう。（下記URLをコピー・ペーストしてご覧ください。）

【官報（令和6年9月30日号外第227号）「子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第84号）」】

<https://kanpou.npb.go.jp/20240930/20240930g00227/20240930g002270004f.html>

【雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第47号）】

[https://laws.e-gov.go.jp/law/350M50002000003/20250401\\_506M60000100047?tab=compare](https://laws.e-gov.go.jp/law/350M50002000003/20250401_506M60000100047?tab=compare)

## 11月1日から 自転車の危険運転に罰則が科されます

### ◆道路交通法の改正

令和6年11月1日より、自転車の「運転中のながらスマホ」と「酒気帯び運転および帮助」に対して、新しく罰則が適用されます。

### ◆運転中のながらスマホ

自転車に乗りながら、スマートフォン等を手で保持して通話したり、画面を注視したりする行為が新たに禁止され、罰則の対象になります。

- ・違反者は、6か月以下の懲役または10万円以下の罰金
- ・交通の危険を生じさせた場合は、1年以下の懲役または30万円以下の罰金

## ◆酒気帯び運転および幫助

酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が適用されます。

- 違反者は、3年以下の懲役または50万円以下の罰金
- 自転車の提供者は、3年以下の懲役または50万円以下の罰金
- 酒類の提供者・同乗者は、2年以下の懲役または30万円以下の罰金

## ◆自転車運転者講習制度

上記は、「自転車運転者講習制度」の対象となります。また、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の自転車運転の危険行為（信号無視や指定場所一時不停止、通行区分違反や安全運転義務違反等）を反復して行った者も講習制度の対象となります。

\*受講命令違反は、5万円以下の罰金

免許なしで誰でも乗れる自転車だからこそ、従業員が通勤や業務で自転車を使用する場合、十分に注意するよう喚起しましょう。（下記 URL をコピー・ペーストしてご覧ください。）

【警察庁「自転車の危険な運転に新しく罰則が整備されました」】

[https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/law/R6poster/R6\\_leaflet\\_jitensya\\_b.pdf](https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/law/R6poster/R6_leaflet_jitensya_b.pdf)

## 児童手当制度が変わりました

### ◆児童手当の変更

令和6年10月1日から児童手当制度が改正されています。今回の改正は、子育て支援の強化を目的としており、子どもを育てる従業員の生活に密接に関わるものです。改正のポイントを押さえ、育児と仕事の両立支援に活かしていきましょう。

### ◆改正のポイント

#### 1. 支給対象の拡大

これまで児童手当は中学生までが対象でしたが、令和6年10月1日からは高校生年代（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）も支給対象となりました。

#### 2. 所得制限の撤廃

従来の児童手当には所得制限がありましたが、これが撤廃されました。

#### 3. 支給額の増額

第3子以降の児童に対する支給額が月額30,000円に増額されました。なお、カウント方法は、22歳年度末までの上の子について、親等の経済的負担がある場合をカウント対象とすることとなりました。

#### 4. 支給時期の変更

児童手当の支給時期が年3回から隔月（偶数月）の年6回に変更されました。

#### 5. 申請手続きの注意点

今回の改正により新たに児童手当の支給対象となる方は、令和7年3月31日までに市区町村へ申請を行うことで、令和6年10月分からの児童手当を受給することができます。申請を忘れていたり遅れたりすることのないよう、今回の改正についてお知らせするとともに、早めの手続きを呼びかけるとよいですね。

【こども家庭庁「もっと子育て応援！児童手当」】

<https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/jidouate/mottoouen>

## 実質賃金3か月ぶりマイナス 物価高に賃金追いつかず

厚生労働省は、物価変動を考慮した8月の実質賃金が3か月ぶりに減少したと発表しました。実質賃金は、5月まで過去最長の26か月連続マイナスを記録していましたが、賞与が給与総額に占める割合が大きいい6～7月は、賞与の伸びが好調だったことからプラスを記録しました。8月の毎月勤労統計調査（速報、従業員5人以上）では、1人当たりの実質賃金は前年同月比0.6%減でマイナスに転じました。

### ◆主な数値

- 名目賃金に当たる現金給与総額は、3.0%増の29万6,588円で、32か月連続のプラス。
- 統計に用いる消費者物価指数は7月の3.2%を上回る3.5%上昇で、差し引くと実質賃金は減少。
- 現金給与総額の内訳は基本給を含む所定内給与が3.0%増の26万4,038円で、31年10か月ぶりの高い伸び。ベースアップと定期昇給を合わせた賃上げ率が平均5%を超えた2024年の春季労使交渉

の結果が反映されている。

- 残業代などの所定外給与は 2.6%増の 1 万 9,599 円。
- 現金給与総額のうち、賞与などの「特別に支払われた給与」は 2.7%増の 1 万 2,951 円で、前月の伸び幅（6.6%）より縮小。
- 現金給与総額を就業形態別にみると、一般労働者は 2.7%増の 37 万 7,861 円、パートタイム労働者は 3.9%増の 11 万 33 円。
- 主要産業別では全産業で上昇。

福岡資歴厚生労働大臣は記者会見で、「名目賃金の内訳を見ると、基本給を含む「所定内給与」の対前年同月比がプラス 3.0%ということで、これは 31 年 10 か月ぶりの高い伸びとなっており、そうした意味においては賃上げの明るい動きが着実に現われてきていると認識しています。関係大臣と連携し、価格転嫁や生産性向上の支援等により、中小企業等が賃上げできる環境整備に取り組んでいきたいと考えています」と述べました。

賃金は上がる傾向にあるものの、物価はもっと上がったということですが、中小企業や非正規労働者にも効果のある具体的な政策が期待されます。

【厚生労働省「毎月勤労統計調査 令和 6 年 8 月分結果速報」】

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/monthly/r06/2408p/2408p.html>

## 11 月の税務と労務の手続 [提出先・納付先]

### 11 日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出 <前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]

### 15 日

- 所得税の予定納税額の減額承認申請書（10 月 31 日の現況）の提出 [税務署]

### 12 月 2 日

- 個人事業税の納付<第 2 期分> [郵便局または銀行]
- 所得税の予定納税額の納付<第 2 期分> [郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

## 編集後記

11 月になりました。今年もあと残り 2 か月と聞くと、色々気持ちが焦ります。ただただ年を跨ぐだけなのに不思議なものです。

トピックスにも取り上げましたが、今月から自転車に関する交通ルールが厳しくなっています。うっかり違反とならないよう注意してくださいませ。

今月も最後までお読みくださり、有り難うございました。(R.O)

## スタッフブログより

### 【10周年パーティーに参加致しました】

10月18日は、東京の社労士さん10周年記念パーティーに参加致しました。

会場は東京駅近くのホテル、人数は100名単位のパーティーと何とも圧倒されましたが、とても勉強になりました。

パーティーの最後には代表社労士さんよりご挨拶があり、この10年を振り返り様々なお話をして下さいました。

その間に先生はどのような道を選び歩いて来られたのか、また良いご経験や苦いご経験などなど、弊所にも似通った経験があったかなと昔を振り返りました。

弊所も周年パーティーを催すかどうか思案中でして、せっかくならば盛大にと考えております。

私は黒子に徹しますが…^^;

おぎの (2024-10-22)

### 【社労士会の行事に参加してきました】

最近急に冷え込むようになってきましたが、皆様体調を崩されたりしていませんか。

(私は風邪気味で咳が出るようになってしまったり、一番下の子が入院したりと難しい日がありました。)

さて、このような冷え込みを迎える前の10月6日(日)、子ども二人を引き連れて、「大阪府社労士会船場支部 勤務等部」さん主催の行事に参加してきました。

「大人の遠足」と題された行事は、関空の見学ツアーでした。

朝の7時過ぎには車で出発し、子どもたちには車内で寝て体力を温存してもらいながら向かいました。(私の家(交野市)から関空までは、なかなかの距離があります。)

この日は私のようにご家族で参加される方も多く、また普段お世話になっている先生方が子どもに話しかけたりしてくれました。

ツアーも、関空の歴史や建物の仕組み、飛行機の歴史や空を飛ぶ仕組みを分かりやすく説明して頂き、とても楽しく過ごすことができました。

普段の行事は研修などが多いため一人での参加ですが、今回のように家族も連れて参加できたのは大変嬉しかったです。

また、弊社でも代表がBBQを主催して下さったりします。(先日も開催されました。私は残念ながら参加できませんでしたが。)

こちらも家族参加OKのことがほとんどなので、また機会があれば参加したいと思っています。

にしぐち (2024-11-06)

### 『貞観政要』～出口治明さん著～を読んで。

#### 【其の参】

『貞観政要』には、「上に立つ人の器以上のことはできない」との教えがあります。

この教えを現代の経営に当てはめると、次のような示唆が得られます。

まず、人の能力は意外と高くなく、大差もありません。

経営者であっても同様で、全てを一人で解決することは難しいため、助けを求めることが必要です。

しかし、人の器は簡単に大きくなりません。

そこで重要なのは、器を大きくしようとするのではなく、器を空っぽにすることです。

これは、つまらない「自尊心」や「羞恥心」を捨て、謙虚な心を持つことを意味します。

謙虚な心を持てば、他人の意見や批判を素直に受け入れることができ、より良い判断が下せるようになります。

つまり、経営者として成長するためには、器を無にすることが大切なのです。

おおたけ (2024-06-28)